

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正

現行

（法第二条第六項第四号の政令で定める施設等）

第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

（法第二条第六項第四号の政令で定める施設等）

第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する施設であつて、その食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しないもの（前号に該当するものを除く。）

収容人員の区分	床面積	
	食堂	ロビー
三十人以下	三十平方メートル	三十平方メートル
三十一人から五十人まで	四十平方メートル	四十平方メートル
五十一人以上	五十平方メートル	五十平方メートル

イ 食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しない施設

法第二条第六項第四号の政令で定める構造は、前項第二号に掲げ

ることができる施設

ホ 客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作すること  
によつてその利用する個室のかぎの交付を受けることができる  
施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入

ある施設

ニ フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下「フロ  
ント等」という。）にカーテンその他の見通しを遮ることがで  
きる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げ  
るおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態に

が設けられている施設

ハ 当該施設の出入口又はこれに近接する場所に、目隠しその他  
当該施設に出入りする者を外部から見えにくくするための設備

が設けられている施設

ロ 当該施設の外周に、又は外部から見通すことができる当該施  
設の内部に、休憩の料金の表示その他の当該施設を休憩のため  
に利用することができる旨の表示がある施設

収容人員の区分	床 面 積	
	食 堂	ロ ビ ー
三十人以下	三十平方メートル	三十平方メートル
三十一人以上五十人 以下	四十平方メートル	四十平方メートル
五十一人以上	五十平方メートル	五十平方メートル

法第二条第六項第四号の政令で定める構造は、前項第二号に掲げ

る施設（客との面接に適するフロント等において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う施設を除く。）につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 （略）

二 客の使用する自動車の車庫が通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面又は当該外壁面に隣接する外壁面に出入口を有する構造

三 客が宿泊をする個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設に通ずる出入口を有する構造（前号に該当するものを除く。）

3

法第二条第六項第四号の政令で定める設備は、次の各号に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げる施設 次のいずれかに該当する設備

イ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥<sup>が</sup>している人の姿態を映すために設けられた鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついでにその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

ロ 次条に規定する物品を提供する自動販売機その他の設備

る施設（客との面接に適するフロント、玄関帳場その他これらに類する設備において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う施設を除く。）につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 （略）

二 客の使用する自動車の車庫が通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面出入口を有する構造

三 客の宿泊する個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設（当該施設の内部を外部から容易に見通すことができるものを除く。）に通ずる出入口を有する構造

3

法第二条第六項第四号の政令で定める設備は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 動力により振動し又は回転するベッド、横臥<sup>が</sup>している人の姿態を映すために設けられた鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついでにその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

ハ 長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

- 二 第一項第二号に掲げる施設 同号イからハまでのいずれかに該当する施設にあつては次のイに、同号ニ又はホに該当する施設にあつては次のロに該当する設備
- イ 前号イ又はロに掲げる設備
  - ロ 宿泊の料金の受払いをするための機械その他の設備であつて、客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの

(法第二条第六項第六号の政令で定める店舗型性風俗特殊営業)

第五条 法第二条第六項第六号の政令で定める営業は、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業(当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第一号又は第二号に該当するものを除く。)とする。

二 次条に規定する物品を提供する自動販売機その他の設備

三 第一項第一号に掲げる施設にあつては、前二号に掲げるもののほか、長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

第五条 削除

(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為

イ・ロ (略)

ハ 第五条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務

三 前号に規定する手段によつて、客に同号イ、ロ若しくはハに掲げる役務(同号ロに掲げる役務にあつては、第二条第三号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は法第二条第六項第五号に掲げる営業に係る第四条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為

四 十三 (略)

(法第三十一条の五第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条の二 法第三十一条の五第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 前条第二号に規定する手段によつて、営業に従事する者の意思

(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、従業者(営業者の使用人その他の従業者をいう。次条第二号において同じ。)の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為

イ・ロ (略)

三 前号に規定する手段によつて、客に同号イ若しくはロに掲げる役務(同号ロに掲げる役務にあつては、第二条第三号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は法第二条第六項第五号に掲げる営業に係る第四条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為

四 十三 (略)

(法第三十一条の五第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条の二 法第三十一条の五第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 前条第二号に規定する手段によつて、従業者の意思に反して法

に反して法第二條第七項第一号に掲げる營業に係る異性の客に接  
触する役務を提供することを強制する行為

三  
(略)

第二條第七項第一号に掲げる營業に係る異性の客に接触する役務  
を提供することを強制する行為

三  
(略)